

県内事業者の価格転嫁に関する実態調査・分析業務及び事例集作成業務 委託仕様書

1. 事業の趣旨・目的

原材料価格やエネルギーコストのみならず、賃上げ原資の確保を含めて、適切な価格転嫁をサプライチェーン全体で定着させることが、デフレ脱却、経済の好循環の実現のために必要である。

本事業では、県内事業者における価格転嫁の実態調査を行い、現状の把握、課題を明確にするとともに、価格転嫁の好事例を横展開することで県内事業者の適切な価格転嫁の実現のために必要な支援を進める。

2. 委託業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）

3. 委託業務の内容

（1）県内事業者の価格転嫁に関するアンケート調査準備

- ・アンケート調査項目については県から提供するものとし、受託者は必要に応じて項目の改善案等を提案するものとする。
- ・調査資材（※）の製作
※紙回答の場合：調査票、依頼状、往信用封筒、返信用封筒の印刷等
ウェブ回答の場合：アンケートフォーム、依頼状等

（2）アンケート調査対象企業リストの作成、調査票等の発送

- ・アンケート調査対象企業リストについては、県内に事業所を有する中小企業または個人事業主のうち 1,000 者以上から回答を回収できる数とし、事前にリストを県に提出する

（3）アンケートの回収・集計

- ・対象企業に対して催促するなど回収率の向上に努める
- ・回収したアンケートは集計を行い、集計結果をローデータと合わせて県に提出する

（4）回答内容の分析・報告書作成

- ・回答内容について、業種・規模・市町村等のクロス集計を行い、国の調査結果や統計も活用し、傾向や課題の多面的な分析を行う
- ・分析を踏まえ、結果を取りまとめた報告書（概要版を含む）を作成する

(5) アンケート調査の実施期間（目安）

アンケート項目の決定	9月中旬
アンケート調査の発送	9月下旬
アンケート回答締め切り	10月下旬
集計（速報値の報告）	11月中旬
分析結果の提供	1月下旬

※速報のほか、県の依頼があった場合は、集計状況を報告すること

(6) 事例集の作成

- ・ 県内事業者における価格転嫁が実現した好事例をまとめた事例集を作成する
- ・ 掲載事業者数は15者程度とし、製造業だけでなく卸・小売業や運送業、サービス業など幅広い業種を掲載する
- ・ 掲載事業者はアンケート回答企業からの抽出のほか、県からの情報提供も含めて幅広く収集する
- ・ 掲載する内容は事業者の概要のほか、価格転嫁の背景、具体的な方法、価格転嫁の効果とし、1事業者につきA4用紙1枚とする
- ・ 事例集の作成に当たっては、事業者に対してヒアリングを実施し、事業者に原稿の内容を確認したうえで作成する
- ・ 作成した事例集は、作成のために実施した事業者へのヒアリング等の資料と合わせてデータで提出する

4. 成果品

- (1) アンケート調査の報告書（全体版・概要版）
- (2) アンケート調査の分析のために作成した資料等すべてのデータ
- (3) 事例集データ
- (4) 事例集の作成のために実施した事業者へのヒアリング等の資料

5. その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、県と必要な協議及び打合せを行い、業務を進めること。
- (2) 当該業務の内容から第三者に委託することが合理的であると県が認める場合には、委託業務の一部を第三者に委託することができる。
- (3) 委託業務により新たに生じた資料等の著作権については、原則として県に帰属するものとする。また、受託者は、本委託業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については、事前に書面にて許諾を得るとともに、県にその旨を書面により報

告するものとする。

(4) 本業務により取得した個人情報、県に無断で第三者に提供することはできない。

(5) 業務を実施するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報特記事項」を遵守しなければならない

(6) 事業趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載のない事項についても、新たな提案を妨げるものではない。

(7) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点については、県と受託者が必要に応じて協議するものとする。

(8) 本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議のうえ、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。

(9) 本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業であることから、会計検査等の対象となるので、必要に応じて、証拠書類等の提出を求める場合がある。